

佐賀県告示第7号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和31年佐賀県規則第44号）第11条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動等を制限する。

平成27年1月18日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア 伊万里市二里町大里乙、二里町中里甲、二里町中里乙及び東山代町滝川内

イ 西松浦郡有田町黒牟田、黒川、仏ノ原、蔵宿、下本、原明、上本、舞原、北ノ川内、下内野、上内野、立部、広瀬、大木宿、山谷牧、広瀬山、下山谷、桑木原、山本、二ノ瀬、山谷切口、岳及び上山谷

(4) 移動を制限する期間

平成27年1月18日から当分の間

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

ア 伊万里市伊万里町甲、伊万里町乙、松島町、脇田町、木須町、瀬戸町、大坪町甲、大坪町乙、大坪町丙、立花町、新天町、蓮池町、大川内町甲、大川内町乙、大川内町丙、黒川町椿原、黒川町黒塩、南波多町府招、松浦町中野原、松浦町山形、二里町八谷搦、二里町大里甲、東山代町里、東山代町東大久保、東山代町大久保、東山代町長浜、東山代町日尾、東山代町天神、東山代町脇野、東山代町浦川内、東山代町川内野、山代町楠久津、山代町楠久、山代町福川内、山代町城、山代町峰、山代町久原、山代町西大久保及び山代町東分

イ 武雄市武内町大字梅野、武内町大字真手野、山内町大字大野及び山内町大字鳥海、山内町大字三間坂及び山内町大字宮野

ウ 西松浦郡有田町中樽、泉山、上幸平、大樽、幸平、赤絵町、白川、稗古場、中の原、岩谷川内、境野、古木場、大野、戸矢、桑古場、本町、戸杓、外尾町、外尾山、丸尾、赤坂、応法、南原、南山、代々木及び楠木原

(4) 搬出を制限する期間

平成 27 年 1 月 18 日から当分の間